特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	横手市 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予 防接種関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横手市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

秋田県横手市

公表日

令和5年6月19日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	横手市 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種関連事務					
	【事務の概要】 当該事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、臨時の予防接 種の実施及び、接種の記録についての事務を行うものである。					
②事務の概要	【個人番号を利用する具体的な事務】 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に 従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 予防接種の実施 ② 予防接種の実施に関する記録の作成					
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル	· 名					
新型インフルエンザ等対策特	寺別措置法による予防接種情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2					
4. 情報提供ネットワーク:	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策 特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) 【情報照会の根拠】 : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策 特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定 める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) 【情報提供の根拠】 : 第59条の2 【情報照会の根拠】 : 第59条の2					
5. 評価実施機関における						
①部署	市民福祉部 健康推進課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

郵便番号013-8601

横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係

住所:秋田県横手市中央町8番2号

電話:0182-35-2161 ファクス:0182-33-6061

E-mail:somu@city.yokote.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号013-0044

横手市役所 市民福祉部 健康推進課 健康づくり係

住所:秋田県横手市横山町1番1号 電話:0182-33-9600 ファクス:0182-33-9601

E-mail: kenkou@city.yokote.lg.jp

連絡先

請求先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意)	実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年6月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	05年6月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]		1) 基	択肢> -礎項目評価書 -礎項目評価書及び -礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	択肢> {に力を入れている ·分である {題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特 2) 十 3) 課	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1) 特	択肢> に力を入れている ・分である !題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステムを]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1)特	択肢> :に力を入れている ·分である !題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しな]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十 3) 課	択肢> に力を入れている ・分である !題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1) 特 2) 十	択肢> :に力を入れている ·分である !題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特 2) 十	択肢> :に力を入れている :分である !題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[]外部監	 査		
9. 従業者に対する教育・唇	8発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1) 特	択肢> :に力を入れて行って ・分に行っている ・公に行っていない	こいる		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
A 100 T 0 D 1 3 D	Ⅱ -1. 対象人数 及び Ⅱ -2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月5日時点	令和3年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施
令和3年8月10日	I -4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		令和3年9月1日施行の番号法 改正に伴う変更
会和4年6日14日	Ⅱ -1. 対象人数 及び Ⅱ -2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月6日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施
令和5年6月19日	Ⅱ - 1. 対象人数 及び Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月6日時点	令和5年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施